2026 年 11 月 20 日

愛知県人権尊重の社会づくり条例第 10 条の規定に定める本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する表現活動の概要の公表

愛　　知　　県

愛知県人権尊重の社会づくり条例（以下「条例」という。）第 16 条の規定により設置する愛知県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）の意見を踏まえ、以下のとおり条例第 10 条の規定に基づき表現活動の概要を公表する。

１　表現活動の概要

(1)　表現活動の行われた年月日
2026 年 9 月 27 日（日）

(2)　表現活動の行われた場所
名古屋市中村区内

(3)　表現行為の内容
名古屋市中村区内で行われる予定であった移民政策反対デモの準備時間中における、以下の発言。
「イスラム教徒は中東へ帰れ」
「イスラム教徒は故郷（ふるさと）へ帰れ」

(4)　表現活動の説明
本件事案では、看過できない発言であることを理由に、デモの主催者と思われる人物が、デモを中止する判断に至ったことが認められる。また、当該言動は、準備時間中に行われた発言である。
しかしながら、デモの準備時間であるといえども、当該言動は公共の場所で行われたものであり、かつ、周囲に拡散するように、大声で叫んだものである。そして、当該発言は、外国で広く信仰されている特定の宗教の信者に対して、「中東へ帰れ」や「故郷（ふるさと）へ帰れ」等、地域社会からの排除を煽るような内容である。
それらを踏まえれば、公共の場所で本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動することに当たることから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動であると認められるものである。

２　県の対応

(1)　条例第 16 条の規定により設置する審議会に諮ったところ、上記１の表現活動は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動が行われたと認められるとする審議会の意見を聴取した。

(2)　この審議会の意見を踏まえ、県は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動が行われたものと認め、条例第 10 条の規定に基づき、本件の公表を行う。

＜県民及び事業者の皆様へ＞

本邦外出身者に対するものであるか否かを問わず、国籍、人種、民族等、条例前文に例示した属性や状態等を理由として、差別意識を助長し、または誘発する目的で行われる言動は決してあってはならないものです。

一般的抽象的には問題とならない表現活動であったとしても、前後の文脈によっては、本邦外出身者に対する不当な差別的言動になることもあります。

今回、公表した表現活動を参考に、このような言動が行われることがないよう、御理解・御協力をお願いします。